

<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/UKs 341

[27/04/2000; Outer House of the Court of Session (Scotland); First Instance]

Q., Petitioner, 2001 SLT 243

1985 年子の奪取及び監護法に基づく命令

2000 年 4 月 27 日

報道による公表制限

[1] 当初、申立人の代理人は、1990 年放送法により修正及び拡大された、1937 年児童少年法（スコットランド）第 46 節の観点から指示を要求した。彼がそうしたのは、本件には父親による娘への性的虐待の主張、及び父親による娘及び息子双方への身体的虐待の主張が関わるからである。被告の代理人は申立に反対しなかった。

第 46 節は以下のように定める：

「(1)いかなる裁判所のいかなる訴訟手続に関連しても（略）裁判所は以下のように指示することができる

a. 訴訟手続についての新聞記事は、訴訟を起こす又は起こされる、又は自身に関して訴訟手続がなされる者であれ、その証人であれ、訴訟手続に関係する 17 歳未満の者の氏名、住所、又は学校を明かしてはならない、又は身元特定につながる詳細を含めてはならない。

b. 前述の訴訟手続に関連して 17 歳未満の者の写真を新聞に掲載してはならない。

ただし裁判所の指示によって認められる場合を除く。

(2)そのような指示に違反してなんらかの物を公表する者は、それぞれの違反に関して、即決判決で、罰金を科されるものとする（略）」

1990 年放送法付則 20 は以下のように定める。第 46 節は、

「新聞に掲載される報告書又は物に、及び新聞に物を掲載することに関して適用されるように、番組に含まれる報告書又は物に関して、及

びそのような番組にそのような報告書又は物を含むことに関して、必要な修正とともに、適用される」

[2] 私の前の資料について、私は代理人の申立には十分な根拠があると納得した。1990年放送法付則 20 によって修正及び拡大された、1937年児童少年法（スコットランド）第 46 節に従って、私は、訴訟手続についてのいかなる新聞記事又は番組も子 G（1994年4月2日生まれ）及び B（1996年10月7日生まれ）の氏名、住所、又は学校を明かしてはならない、又は身元特定につながる詳細を含めてはならないと指示する。また当該子らのいずれかの写真を掲載又は番組によって放送してはならないと指示する。

子の奪取

[3] これはフランス人男性 P.Q.（37歳、1963年1月24日生まれ）による申立である。彼は 1985 年子の奪取及び監護法により英国法に組み込まれた、国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約に関連して、2 人の子ら、女兒 G（6歳、1994年4月2日生まれ）及び男児 B（3歳、1996年10月7日生まれ）のフランスへの即時返還を求めている。

[4] G 及び B は、1999年12月4日に彼らの母親 R.S.（32歳、1967年4月27日生まれ）によってフランスから連れ去られた。彼らはスコットランドのある町に連れて行かれ、現在そこに居住する。R.S.は、ハーグ条約第 13 条 b の観点から、彼らの返還は彼らが心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があるという理由で、彼らのフランスへの返還に反対する。

[5] 初公判で、P.Q.の代理人は私に証拠を審理せずに問題に裁定を下すように求めた。被告の代理人は証拠審理に関して態度を保留した。双方の代理人が私に宣誓供述書、報告書及びその他の提出物の顧慮を求めた。私の見解では、条約第 13 条 b の観点から重大な危険を評価する際に、私ならそのような宣誓供述書、報告書及びその他の提出物の助けを借りるだろう。MacMillan v MacMillan, 1989 S.L.T.350 における Lord Coulsfield の意見を参照。私はそれに応じてそれらを考慮に入れた。

[6] 初公判には終始 P.Q.及び R.S.が出廷した。R.S.のスコットランドの家族（父親、2 人の姉妹、及び義理の兄弟）も法廷にいた。後に P.Q.の姉妹が出廷

した。初公判の間法廷にいた家族たちは、そうすることでスコットランド申立
手続のいかなる将来の段階においても証言する資格を失うことを理解していた。

婚姻及びその破綻

[7] 当事者であるフランス人男性 P.Q.及びスコットランド人女性 R.S.は、
1993年6月5日にスコットランドで結婚した。1994年4月2日に、第1子の女
児 G が生まれた。男児 B は 1996年10月7日に生まれた。1998年には両者は
フランスに在住し働いていた。P.Q.は銀行幹部だった。R.S.は金融会社で働い
ていた。婚姻生活のための住居はフランスの*にあった。

[8] 両者は、R.S.が婚姻生活のための住居を出た 1998年7月23日に別居した。
彼女はP.Q.の側の違法行為、特に1998年6月29日に深刻な暴力行為があつた
と申し立てている。申立はまだ証明の対象となっておらず、却下される。R.S.
は1998年6月27日に*の2部屋のアパートの賃貸契約を結んだ。1998年7月
23日に婚姻生活のための住居を去った時、彼女はその2部屋のアパートに移り
住み、子らを伴った。彼女は*家庭裁判所に離婚訴訟を申し立てた。彼女は子
らを養うことを許可する緊急命令を得た。P.Q.は両方の子との定期的接触を認
められ、それには1998年8月15日から2週間の休暇が含まれ、それが終わる
と子らはR.S.との生活に戻った。

家庭裁判所の1998年9月24日付けの決定

[9] 1998年9月11日、本件は*家庭裁判所（Martine Lebrun 判事）で争われ
た。P.Q.と R.S.の双方が仮命令を求めた。両者とも子らとの同居を求めた。子
らは別居した日以来母親の R.S.と暮らしていた。家庭裁判所は勧解不調命令を
与え、彼女が P.Q.と離れて暮らすことを許可した——フランスにおける離婚に
必要な前提条件。ただし、P.Q.に暫定的な同居が認められ、よって子らは父親
及び婚姻生活のための住居に返還される。1998年9月24日の判決（翻訳）は
特に述べた。

「子の居所に関して：

裁判所に提出された書類から、1998年7月23日に R.S.は、1998年6
月30日付け診断書に詳述された、1998年6月29日に自宅で起こった
深刻な暴力行為を主張することによって、緊急措置として家族の住居
を離れる許可を得た。

ただし R.S.は、1998年8月1日に発効する F2 (2 部屋) アパートの借用契約書を提出した。この賃貸契約は 1998年6月27日に署名されたが、これは別居要請の根拠として主張された家庭内の事件の 2 日前である。

それゆえに離婚申立の本案を考慮しなければならず、R.S.は 2 部屋しかない宿泊施設を提示していること及び両親に子らを育てる同等の能力があることに注目すべきである。

P.Q.は幼い子らの存在と両立できる時間帯に働いており、子の一方は保育園に通い、もう一方はナニーに子守されている。彼の子らを育てる能力には問題ないので、子の居所を彼の自宅に定めるという要請は認められるだろう。R.S.は代わりの要求としても求めている、子を受け入れて泊める極めて広い権利を与えられるので、共同親権に関連して両者間でこれを計画するかどうかは両親に任せられるだろう (略)。

そして暫定措置に関する裁定：

両配偶者に別居を許可する。

家族の住居の所有権及び使用権を夫に与え、R.S.は自身の選択する住所に居住してよい (略)。

親権の行使に関して：

未成年の子らの親権は両親が共同で行使するものとする。

常居所に関して：

未成年の子らの常居所を父親の住居と定める。

子らを受け入れて泊める権利に関して

母親の子らを受け入れて泊める権利は、R.S.が当該権利を求めているという事実を考慮し、共同親権を考慮して、友好的に行使されるものとする。

[10] P.Q.の代理人は、*の家庭裁判所は R.S.が離婚に必要な違法行為の立証に成功しないかもしれないという見方をしたと説明した。家庭裁判所は両者の和解を必ずしも予想していなかったが、さしあたり R.S.が根拠を申し立てると確

信してはいなかった。

1998年11月12日付けのさらなる家庭裁判所命令

[11] 1998年9月24日の裁判所命令に続いて、子らは父親と婚姻生活のための住居で暮らした。R.S.によれば、困難及び懸念が直ちに生じた。子らは*から*にあるP.Q.の母親の家（婚姻生活のための住居及びR.S.のアパートからおよそ800km離れた）に連れて行かれた。R.S.は彼らの所在又は健康状態について逐次情報提供されなかった。子らは1998年10月4日まで*にとどめられた。彼らが*に連れ戻された時、R.S.は1998年10月7日、10-11日、14日、及び21日のみ連絡を取ることができた。そのうえ彼女は子らに会った時に、彼らの幸福及び健康について心配になった。彼女は両方の子のあざ、Bの湿疹に注目し、子らの行動は彼らが十分に世話をされていないことを示唆すると考えた。

[12] 1998年10月8日付けのDr Delattreによる診断書（翻訳）は記している：

「私は（略）子Bを本日検査し、以下を認めた：左眼窩下に直径1.5cmのあざ；脊柱下部に直径1.5cmのあざ；へそ下部位の反対側に直径1.5cmのあざ。多数の斑状湿疹の存在に気づいた——関連するひっかけ傷とともに、肘、ふくらはぎ、太もも裏、前腕。これらのあざは再吸収される過程にあり、5、6日前にできたように見える」

Gに関する1998年10月8日付けのDr Delattreによる診断書（翻訳）は、太もも、ふくらはぎ、脛骨及び膝の前面の多数のあざに注目し、あざは4、5日前にできたものだった。1988年10月10日付けのDr Meunierによる診断書（翻訳）は、Bに関して記している：

「私は直径およそ6cmの輪の形の跡に気づいた。跡の中に薄いあざ及び小さな破裂した血管があった」

[13] まだ審査及び立証の対象となっていないR.S.による申立がある。その結果R.S.は1998年10月16日に*の家庭裁判所に略式申立を行い、火曜の晩から木曜の朝までの同居、接触を求めたが、できなかった。1998年10月29日の審理で、彼女の代理人はR.S.の懸念に裁判所の注意を引いた。P.Q.は申立に反対した。彼はさまざまな命令を要求し、最後の要求は「別の方法では、彼は子ら

及び両親の心理検査を求めた」と記されている。

[14] 1998年11月12日に家庭裁判所（Martine Lebrun 判事）は暫定的な子との同居命令の変更を却下して、R.S.に毎週火曜 1830 時から木曜 0800 時までの暫定的接触を認め、子らに関して医学心理学診断書の作成を命じた。裁判所の判決（翻訳）は特に述べた：

「1998年10月29日の審理において裁判所に提出され受領された要素から、P.Q.が1998年9月25日の勸解不調命令について知っていたこと、翌朝彼が子らの常居所から 800km 離れたところに住む彼の母親の家に子らを連れて行き、1998年10月4日まで戻らなかったことは明らかである。

P.Q.は申立において、突然これほど急いで子らを遠くへ連れて行った理由を説明せず、それは彼らの両親のそれぞれ、彼らの学校環境、及び彼らのナニーとの接触を中断させた。唯一提示された主張は、P.Q.が準備をしなければならなかったことだけだった！

申立にある全ての情報から、離婚の結果が不確実と思われ、子らを慣れた安定した環境にとどめることが必要だったために、子の居所が父親の家に定められたことは明らかである。

上述の勸解不調命令が交付されたので、父親の行動を通じて、子らは多数の変化を経験し、母親に子らを受け入れて泊める権利を与える手配はなされず、P.Q.によって提案されることもなく、診断書は、Bは体に湿疹があり、Gは殻に閉じこもっていることを証明している。

医学心理学検査が命じられ、専門家の報告結果を待つ間に子らの居所は父親の家のままとされ、R.S.は子らを受け入れて泊める権利を与えられるだろう（略）。

（接触の権利に関する詳細をはじめとするさまざまな規定が続き、その後判決の中間判決部分（略））

医学心理学専門手続の命令：

以下のような付託条項で、Mr Dumez を指名してこれを実施する：
両親のそれぞれに面接して：

- どちらがより子らに情緒的安定をもたらし、他方の親とのつながりを尊重することができるか述べる。
- 子らを検査して、説明し、彼らの現在及び将来の発達に離婚が与え

る影響を減らすために、継続的に、優先すべきそれぞれの親とのつながりを示す。

専門家への報酬の前払い金として、1か月以内に両親それぞれが裁判所事務室に支払うべき前払い金を2,000フランスフランと定める。

上述の前払い金支払いから3か月以内に報告書を提出すると規定する（略）：

心理学報告書の入手の遅れ及び、その後の1999年9月9日付け家庭裁判所命令

[15] 1998年11月12日の裁判所判決によって期限が設定されたにもかかわらず、Mr Dumezによる心理学報告書は、1998年9月24日の元々の勸解不調命令からほぼ1年後の、1999年9月9日まで裁判所によって検討されなかった。その遅れを生じさせた状況は次の通りである：Mr Dumezは料金を前もって受け取るまで調査を始めようとしなかった。R.S.は自身に割り当てられた料金の半額（裁判所によって2,000フランスフランと定められ、1998年12月12日までに支払うこと）を支払ったが、P.Q.は払わなかった。R.S.は何が起こったか知り、1999年2月1日にP.Q.の分の残り半額を支払った。R.S.はその後1999年9月に裁判所から料金の半額を払い戻された。P.Q.の代理人は初公判で、P.Q.は1999年1月に自身の分の2,000フランを代理人に送ったと説明した。彼の代理人がそれを裁判所に支払った。

[16] いずれにしてもMr Dumezは1999年4月まで調査を始めなかった。彼の報告書は閉廷期直前の1999年7月20日に入手できた。報告書（翻訳）の中で、彼は特に次のように結論した：

「Bは相当な精神的苦痛を表し、それを心的動揺を通じて、及びもはや母親のオーラに包まれていない時に泣くことによって示している。これは（略）母親から引き離されるのが早すぎた子によくある反応である。これは母親との接触及び身体的交流の欠如に関連する甚大な内的苦痛を示す。この不安定さは子の世話をする人の度重なる変更にも関連する。さらに、親の別居を念頭に置けば、子ら自身は世話をする人に面倒を見られている時に引き離されないことが望ましい。これら全ては内心の不安を生み出すだけであり、Gの年齢では比較的抑制できるが、Bの年齢では無理である。講ずるべき対策への私の助言に関して、まず、Bは母親と現在よりも継続的なやりとりによって強い安

心感を取り戻すことが必要であることを強調することが賢明である。

結論

今や 1 年が経ち、家族生活は崩壊し、子らは別々に世話をされ、それが親の別居の影響を強めている。G はできる限り自分を守れるだろうが、B は母親との接触がないので明らかに精神的に苦しんでいる。両親とも子らに思いやりを示し、彼らの健康を案じている。当面は G 及び B の居所を母親の家に定めることが望ましい。彼女は適任であり、圧倒されずに特に B に安心を与えることができると思われる。心理レベルでは、子らができるだけ延長して水曜も含めた訪問権に基づいて父親と定期的に接触してはならないと示唆することは何もない」

[17] 閉廷期の結果、本件は 1999 年 9 月 9 日まで家庭裁判所で審理されなかった。Mr Dumez の報告書の言葉づかいにもかかわらず、裁判所 (Claude Butin 判事) は、父親との同居をそのままとし、母親 R.S.に接触を認める (1998 年 11 月 12 日の判決で定めたように) 限りにおいて、1998 年 11 月 12 日の判決を追認した。判事は以下のように認めた。

「転居を命じることは (子らの利益) に合致するとは思われず、専門家 (Mr Dumez) によって指摘された不安定さを悪化させる結果を招くだろう」

1999 年 9 月 9 日の家庭裁判所判決に対する上訴は 1999 年 10 月 5 日に記録された。R.S.は緊急上訴手続を申請したが、却下された。最初に可能な上訴日は、ベルサイユにて 2000 年 3 月 27 日だった。

1999 年 12 月 4 日の子らのフランスからスコットランドへの連れ去りを招いた状況

[18] 1999 年 9 月 9 日の家庭裁判所の判決の後、子らの生活は以前と同じように続いた。すなわち父親 P.Q.と婚姻生活のための住居に居住し、子守の助けを借り、母親 R.S.と接触した。1999 年 10 月 30 日に子らは父親と*にある P.Q.の母親の家に休暇を過ごしに行った。彼らは 1999 年 11 月 7 日に休暇から戻った。同日彼らは接触期間のために母親 R.S.に引き渡された。彼らは 1999 年 11 月 12 日に P.Q.へ戻されることになっていた。

[19] R.S.の代理人は初公判で、子 G は 1999 年 11 月 7 日に休暇から戻ると、P.Q.が彼女に身体的及び性的虐待をしたと R.S.にほのめかしたと述べた。2000 年 3 月 7 日付けの R.S.による宣誓供述書、2000 年 3 月 13 日付け補足宣誓供述書、及びさまざまな提出物に言及があった。

[20] 提出物の中で P.Q.の代理人は、いずれかの子に関する身体的又は性的虐待の申立が真実か否かを確認することは本裁判所の職務の一部ではないことを強調した。R.S.の代理人はこれに異議を唱えなかった。なんらかの身体的又は性的虐待が起こったか否かを確認することは本裁判所の目的ではないことを私は受け入れる。それゆえに身体的又は性的虐待の疑惑にいつ言及がなされても、なんらかの身体的又は性的虐待が実際に起こったという事実認定を行う意図はない。

[21] R.S.は G が言ったことに衝撃を受けた。まず彼女は G を病院に連れて行った。しばらく待った後、性的虐待の申立があるなら、医学検査を行う前にその件を警察に通報しなければならないと、彼女は忠告された。R.S.は G を*警察署に連れて行き、その件を報告した。1999 年 11 月 8 日午前 01.25 時、G は*病院センター*（医学司法ユニット）で Dr. Vie Le Sage による検査を受けた。以下は医師の診断書（翻訳）の抜粋である：

臨床検査

不満／苦情：

「私がお菓子を食べたから、パパは私を蹴った」「パパはここに（彼女の性器を示す）指を入れるし、しょっちゅう私の体温を測る」

外陰部：（略）

最近又は以前の外傷は見られず。

処女膜：切開：

なし。処女膜は肉厚、開いた端に開口部があり、周囲全体が通常の外観、直径およそ 7mm（略）。（炎症、浮腫、引っかき傷、あざは認められなかった。）

膣及び子宮頸部の内壁面：

処女膜を露出した時に見られる最初の数センチメートルに外傷の痕跡なし。

肛門及び直腸：

創傷／瘢痕：

開口部：「星形」で血管括約筋繊維の側方膨張と合致

皮膚の放射状のひだ：拡大／肥大

括約筋の緊張：緊張の相当な欠如、直径 1 センチメートル未満の割れ目。

行動及び身体への影響：（略）

子はためらいなく、父親が指を「真ん中に」入れたとされるやり方を認める。子は人差し指で外陰部を指し示す。

子が用いる言葉は彼女の話し言葉の全てと同種の使用域にある。子の発言は実際の事柄に関連し、現実との関わりを失っていない。

結論

子の両脚にあざがあり、これらは（子にとって）父親が行ったとされる蹴りと自然に結びつく。

外陰部の検査は最近又は以前の外傷性異常を示していない。処女膜は無傷で、たとえ指でも挿入を可能にするに十分な余地はない。

肛門の検査は不規則な肛門を示し、「体温を測る」ための挿入に関する子の宣言に合致する開口部の浸透性がある。この体温測定はたびたび行われるとされ、父親によって、重要な病理学的理由なしに行われている。

行動に関しては、子が述べていることの信憑性を疑わせるような要素は存在しない。

近い将来についての勧告及び処方：

児童心理学者による鑑定をあえて勧める（略）」

[22] Dr Vie le Sage を補佐する医師は、検査結果に十分な懸念を抱き、早朝にもかかわらず警察に通報した。警察は彼からの電話を次のように書き留めた（翻訳）；

「（医師は）被害者の肛門周囲に悪化／変化の確かな兆候並びに異常な赤みがあると告げる。被害者は医師たちに、これは父親が、被害者の具合が悪くない場合にも、しばしば体温を測るためだと説明した。

被害者は、その際に父親が何を中に入れるか知らない、口頭でのめかした。

医師たちによれば、検査で気づくほどの証拠はないが、被害者の外陰部も触られた可能性がある」

[23] 1999年11月8日午前10.25時、Gは警察署長 Marc Maserati 及び警官 Natalie Mas に事情聴取を受けた。事情聴取の記録（翻訳）には以下が含まれていた：

「（略）彼女のスケッチに関する質問

答え：「私はパパの「おちんちん」を描いた。パパは私の「おちんちん」に指で触って、私の「おちんちん」の中に入れて、私は痛かった」

「パパは一度それを入れた」

（「パパは私を殴って、私の脚を蹴った」翻訳者による訳し漏れ：元々は”Papa m’a donne des coups de poings et des coups de pied dans ma jambe.”）

質問：「彼はあなたにしょっちゅうそれをするの？」

答え：「ええ」

質問：「パパはどうやってあなたのおちんちんに触るの？」

答え：「わからない」

質問：「パパがあなたのおちんちんに触る時、あなたは服を着ているの、それとも真っ裸なの？」

答え：「真っ裸」

質問：「それであなたは何をしているの？」

答え：「アメリカ・インディアンみたいに座ってる、椅子に座ってる」

質問：「誰があなたに椅子に座るように言ったの？」

答え：「パパ。パパがよくそうするように私に言う。それに私がそうしないと、パパはあっちへ行けと言う」

「パパは自分の「おちんちん」で私の「おちんちん」に触りたがった。パパはそうした」

スケッチについて：「私はパパの「おちんちん」を描いた、それは丸くて尖ってた」

質問：「あなたはそれを見たの？」

答え：「わからない」

子は上の空に見え、考えがとりとめなくなるようなので、私たちは聴取を終えた（略）」

[24] 午前 11 時の Nathalie Mas によるさらなる事情聴取の間に、さらに次のような証言（翻訳）が記録された：

「パパは、私がお菓子を取って、パパがだめだと言った時みたいに、私が本当に悪いことをすると、よく私を叩く」

「パパは私の脚を蹴ったり、腕を殴ったりする」

「私はパパと暮らしていて、私には部屋がないから、いつもパパと一緒に寝る」

「パパがベッドでおしっこをして、私のパンツがびしょびしょになったから、パパと一緒に寝たくない」

「私はもう大きい、5 歳だから、ベッドでおしっこするのは私じゃない」

「私はパジャマを着て寝る。パパもいつもパジャマを着て寝る」

「私がパジャマを着ると、パパは着るなと言うけど、寒いから私は着たい」

「私がパジャマを着ると、パパは私に向かって叫ぶから、私は着ない、パンツと T シャツを着る」

「私がパンツをはくと、パパはベッドに横になれと私に言う」

「パパはベッドで私の隣に座って、タバコをすう」

「パパは私のパンツを脱がせて、そのあとパパが私に何をするのかわからない」

「それに私は時々アメリカ・インディアンみたいに（足を組んで）椅子に座る、私は裸で、パパは指で私の「おちんちん」に触って、指を私の「おちんちん」の中に入れる」

G への質問：「パパがあなたの「おちんちん」に指を入れる時、ヒリヒリしたの？」

答え：「うん、痛かった」

[25] G が父親、弟、及び自分自身を描いたスケッチが事情聴取の記録に添付され、事情聴取のメモはさらに述べている：

「パパの脚の間に描いたのは何かと質問されると、彼女はそれはパパの「おちんちん」で、パパの「おちんちん」は丸くて尖っていたと、私たちに答えた（略）」

[26] 1999年11月9日、R.S.は*で次席検事の Mr Modat と会った。R.S.と話した Mr Modat は彼女に当面子らを保護することを口頭で許可した。P.Q.との同居を認めた*家庭裁判所の命令にもかかわらず、1999年11月12日に Mr Modat は R.S.に子を保護する権利を与える 8 日間の命令を交付した。R.S.によれば、彼女は P.Q.に電話して、彼女が子らを保護すると告げ、8 日間の命令について説明した。それから P.Q.は警官たちとともにやってきて、子らに対する権利を再び主張し、彼らを婚姻生活のための住居に連れ帰った。警官たちは R.S.を訪問した。彼らは 8 日間の命令について何も知らなかった。R.S.は彼らに命令書を見せた。相当な尋問の後、警官たちはようやく命令の条件を受け入れ、彼女に子らを引き渡すように主張することはなかった。

[27] 1999年11月12日に与えられた 8 日間の命令は、1999年11月20日ごろに終了することになっていた。捜査の結果を待つ R.S.は G の保護対策を明らかに案じていた。1999年11月15日に彼女は検察官に手紙を書き、P.Q.が握りこぶしで G の尻を殴った疑い、彼女の首をつかみながら彼女の陰部をなめた疑い、性交について話した疑いに関して、G からのさらなる暴露について知らせた。彼女は将来どうなるかたずねた。特に彼女は書いた：

「Mr Modat（公訴局、ポントアーズ） 気付

拝啓

昨日の午後に娘と交わした会話によって心配になり、今朝私はその会話の内容を貴兄に知らせるために裁判所へ来たことを是非ともお知らせしたいと存じます。

この手紙で事実を説明したいと存じます（略）（さらなる暴露とされる内容の詳細が続く）。

今朝、裁判所書記官は、調査結果が貴兄に渡るのを待つべきだと私に言いました。しかし何もせずに待つことはできません、私には何もできません。私は子らを助け、何が起きているのか理解しなければなりません。

本日私は G と B を*病院に連れて行き、Doctor Zamet（小児科）に診せるつもりです（略）。

[28] 1999年11月18日に P.Q.は警察署に同行した。彼は24時間拘留された。午前10.35時、彼は事情聴取された。簡潔に言えば、彼はあらゆる虐待を否定し、Gの両脚のあざは自転車が原因であると述べ、「私たちはそれぞれ自分の部屋がある」と述べてGが彼のベッドで寝たことを否定し、「彼女の体が悪かった時に、数回体温を測らなければならなかった」ことを認めた。午後13.50時、彼は警官たちを伴って婚姻生活のための住居に戻り、そこで彼らは家屋を捜索し、GとBそれぞれの寝室があることに注目した。警察は「私たちの捜索で捜査を進めることに役立つような要素は出てこなかったため、家に鍵をかけた後に署に戻った」と結論した。午後3.30時、P.Q.は警察署を去ることを許された。

[29] 1999年11月18日、警察は、1997年8月から1998年10月まで子らのナーを務めた Paola Casanobe にも事情聴取した。

[30] R.S.が宣誓供述書で説明したように、検察官は8日間の命令を延長せず、子らを暫定的に保護する新たな命令も出さなかった。1999年11月19日、R.S.は検察局に電話して、警察の捜査はまだ終わっていないと言われた。彼女はP.Q.が子らを預かる番になった時には彼らを彼に引き渡すように言われた（1999年11月22日）。R.S.は法的助言を受けた。彼女は当面子らをP.Q.に返還しないことにした。1999年11月22日、彼女は両方の子を小児科医の Dr. Scalbert に診せた。彼は診断書を検察官に送ると申し出た。彼の診断書（翻訳）には以下が含まれている：

「Gの母親と話し合った後、私はG一人と面談した。一般的な会話の後、特にGの学校について話し、Gにまたパパと会うのはうれしいかと尋ね、それに対して彼女は「うん、パパは私の脚や腕を蹴る」と答えた。私は彼女の理由を尋ねた。「私が食事の後にお菓子を食べたがったから」私はそれは他の時にも起こったか、及び他にも起こったことはあるかと尋ね、彼女は「うん」と答え、殻に閉じこもった。それで私は会話を終わらせることにした。それから私はBと話すことができたので、母親の膝に載った彼にいくつか質問した。「もうすぐパパと会うのかい?」と私は尋ねた。「うん、それに蹴られる」と彼は答えた。「パパの家に自分の部屋はあるの、それともGと一緒に寝るの」と私は尋ねた。「うん」と彼は答えた。「姉さんはパパのベッドで寝るんだ」

[31] 1999年11月24日、検察官はR.S.に、有罪決定を確実とするだけの十分な証拠がないので、P.Q.に対する刑事訴追はないと伝えた。同日、検察官は、なんらかの形の「教育的援助」が必要かもしれないので、本件を*の少年裁判所（又は「少年司法」、「少年審判」、「児童裁判所」、「児童審判」）に照会した。申立人及び被告双方の代理人は、そのような照会はスコットランドの少年事件委員会への通報に等しい、及びさまざまな命令（スコットランド安全な場所への移動命令に等しいものもある）が交付されるかもしれないと説明した。したがって「教育的援助」は審査を待つ間に、暫定的子の保護命令、又は暫定的子の保護管理命令、又は管理下の接触命令の形を取り、当面の子の保護を目標とすることがありえる。少年裁判所は、上記に引用した警察の事情聴取の筆記録及びDr. Vie le Sageの医学検査報告をはじめとする、警察の資料の全てを提供された。少年裁判所が1999年11月15日のR.S.の手紙、又は1999年11月22日付けのDr. Scalbertの診断書も受け取ったかどうかは不明である。

[32] この頃、R.S.はP.Q.に対する私的訴追に向けた問い合わせを行った（「私訴原告人」手続）。

[33] 1999年11月25日、R.S.は特に以下のように助言する手紙を少年裁判所から受け取った（翻訳）：

「以下に関してお知らせします：

G及びB（略）

及び教育的援助に関する民法典第375条およびその下位条項を適用し

て、私の判事室にて申立が受け付けられたこと。

あなたはまもなくこれについて話し合うために私によって召喚されるでしょう。

あなたは法律によって代理人を選ぶ権利があります（略）。

本件に関する裁判所との通信には参照番号 699/0228 を記入してください。

少年裁判所判事」

[34] 1999年12月2日、R.S.はパリの家具付きアパートを短期間借りた。彼女は子らとともに移り住んだ。子らのフランス居住最後の数日間は、2000年3月7日付けの宣誓供述書の中でR.S.によって以下のように描写されている：

「59. 12月1日金曜、私は代理人から電話をもらい、彼女は実は「私訴原告人」手続の調査は思ったより長くかかると言って、私に子らを安全な場所に連れて行くように勧めました。彼女は、最善なのはできるだけ早くフランスを離れ、子らをなじみのある環境（例えば、私の実家）に連れて行くことだと私に言いました。彼女は、子らをもっと保護するためにスコットランドあるいは欧州レベルで法的助言を求めることも提案しました。

60. 12月4日土曜、私は友人*とともにしかるべくパリを離れました。彼女は私と子らを*（スコットランドの町）まで車で送ってくれました」

[35] 子らは現在母親のR.S.と、スコットランドの*にある彼女の実家で暮らしている。

[36] 1999年12月9日、P.Q.は子らの学校へ行き、子らが1999年11月8日月曜以降学校に通っていないことを知った。彼はスコットランドに旅行し、1999年12月11日にR.S.の父親と対面した。その頃までに彼は子らがR.S.の実家にいることを知っていた。彼は*の警察本部へ赴き、子らを取り戻したいと述べた。彼は*のフランス領事館に連絡するよう助言された。

[37] フランスに戻ると、P.Q.は検察官と連帯して行動し、子らの不法な連れ去りに関してR.S.を刑事告発した。1999年12月17日、彼は刑事告発に関連して5,000フランの供託金を支払った。

[38] 2000年1月6日、*の少年裁判所はG及びBに関する審理を行った。P.Q.及び彼の代理人、Maitre Camusが出廷した。R.S.は姿を見せなかった。少年裁判所はその前に、警察の事情聴取の筆記録及びDr. Vie le Sageの診断書をはじめとする警察資料とともに、検察官からの照会を受けていた。少年裁判所は、子らが母親によってスコットランドに連れて行かれたこと、及びP.Q.は1999年9月9日に*家庭裁判所から自分に有利な同居命令を受けており、ハーグ条約の助けを借りて子らをフランスに（そして最終的には自身のもとに）返還させようとしていることも知った。審理はかなり短く、およそ10分かかった。およそ2週間後、少年裁判所は以下に引用するように、書面にて判決を下した。

[39] 2000年1月19日、P.Q.は子らをフランスに返還するという自身の要求に関して、ハーグ条約のための中央当局が彼に代わって行動することを認めた。

[40] 2000年1月21日、少年裁判所はG及びBに関する件を却下し、よって当面の間、児童保護命令に相当するフランスの命令が出される可能性を終わらせた。判決（翻訳）は特に述べた：

「*高等裁判所、少年裁判所判事、Claire Estevenetは、教育的援助に関して、民法典第375条から第375-8条、新民事訴訟法1181から1200-1を考慮し、以下に関して従うべき教育的援助手続を考慮して：
G及びB（略）

Val d'Oise 法律家協会事務代理人 Maitre Camus に弁護される P.Q. の説明を聞き、Maitre Sylviane Mercier を事務弁護とする R.S.、及び子らの2000年1月06日の審理での不在に注目した。

1999年11月24日付けの州検察官の要請を考慮して、

両者の言い分を聞いたところ、G及びBに関する状況の展開はもはや教育的措置を必要としないと思われる。

子らの健康、安全又は品行への危険、又は教育条件が危うくなる恐れがないため、当教育的援助手続を終了することが適切である。

その理由：

判事室において、及び最初的手段において判決を下す：

教育的援助に関して介入のための要求事項はなく、G及びBに関する本訴訟の終了を命じる（略）。

本判決の暫定的執行を命じる（略）」

本判決の通知は特に **R.S.**のフランス人代理人 **Maitre Mercier** に送付された。

[41] 2000年1月24日に、フランス司法省はハーグ条約に関連して2人の子らのフランスへの返還を達成するにあたって、エジンバラのスコットランド裁判所管理組織の支援を求めた。**P.Q.**のための申立が民事控訴院に提出された。宣誓供述書及び提出物と同様に、回答が提出された。2000年3月10、13及び17日に、初公判が行われた。**R.S.**によって提供された情報に基づき、証言記録者によって提出された照会の根拠の結果として、2000年3月16日に手配された、スコットランドでの児童裁判所の審理は、本件が民事控訴院に訴えられたために中止された。

[42] フランスにおける訴訟手続の現状は以下の通りである：2000年2月28日に、**R.S.**はフランスのニームで**P.Q.**に対して私的訴追を申し立てた。2000年3月27日にベルサイユでフランス家庭裁判所に上訴された。両者の離婚についてのポントアーズ家庭裁判所の審理はまだ行われる。

少年裁判所に注目されない可能性のあるさらなる暴露

[43] **G** はさらに暴露したが、上記に引用されたものと違って、それらは少年裁判所に注目されないかもしれない。特に、1999年11月15日付けの手紙の中で**R.S.**は検察官に、**G** は裸で、仰向けに寝て、足を開き、**P.Q.**に喉をつかまれながら、彼が彼女の陰部をなめたと説明したことを伝えた。**G** は、**P.Q.**が握りこぶしで彼女の尻を殴ったとも述べた。**G** は「性交」について語った。初公判では1999年11月15日付けの手紙が少年裁判所に渡されたかどうか定かではなかった。

[44] 2000年3月7日付けの宣誓供述書の中で、**R.S.**はさらに述べた：

「51. 私は11月20/21日の週末を家から遠くない*及び彼女の家族と過ごしました。これは**G** が自分のバービー人形をクリームと脱脂綿で偏執的に清め始めた時でした。娘は人形の服を脱がせて、脚を開かせ、それから脚の間を清めました。私はこの件について代理人に手紙を出しました(1999年11月21日付けの手紙) (略)。

60. **G** は最初に暴露して以来、父親について滅多に話しません。それでも、二度にわたって、娘は他の特異な出来事が起こったと言ったこと

があります。クリスマスの直後に、娘は私（及び私の両親）に、ある日どのようにして父親が目を殴ったか話しました（右目を指さして）。私は目について説明するように頼み、娘は「紫」だった、フランスの保育園の友だちの 1 人の母親が目にかかをつけて、それでよくなったと言いました。その後 2 月 20 日日曜に、G は昼食を食べながら、父親がいたところにおしっこをしたがる様子を私に話しました。子らはフランクフルトソーセージを食べていたところで、それが娘の頭の中で引き金になったようでした。私が G にパパがいたところにおしっこをした時、おちんちんはどうなっていたか尋ねると、娘は「全部赤い」と言って、フランクフルトソーセージの先を指さしました。G はパパがいたところにおしっこをする時、彼のおしっこは毒なので、娘は手を洗いに行かなければならなかったとも言いました。娘は、パパには「二つのおちんちん」があり、一つは丸くなっているとも言いました。娘は空中に円を描きました。それから G は父親が彼女の髪におしっこをしたと言いました。どうしてパパはそんなことをしたのかと娘に尋ねると、娘は「私がママについて本当のことを言っていなかったから」と答えました。G はさらに、父親が B のおちんちんからおしっこを飲みながら、B の喉をつかんで B に「おまえは死ぬ」と言うのが見えたと言いました。G はそれをフランス語で言いました」

[45] *の少年裁判所は、宣誓供述書に含まれる追加情報を持っていなかった。

フランス人代理人たちの宣誓供述書

[46] 両者はフランス人代理人の **Maitre Chauveau** (P.Q.による指示) 及び **Maitre Mercier** (R.S.による指示) からの宣誓供述書を提出し、参照した。以下が抜粋である：

[47] **Maitre Chauveau**、2000 年 3 月 8 日付け（翻訳）：

「19. 母親による上訴と同時に（1999 年 9 月 9 日の家庭裁判所の判決に対して）、彼女は緊急上訴を却下されました。最終審理は 2000 年 3 月 27 日に設定されました。上訴が係争中に、1999 年 9 月 9 日付けの命令は完全に執行可能でした。上訴の最終審理が急に係争中となったため、控訴院での審理前に暫定的同居命令を得ることは難しいと思われました。控訴院が判決を下すまで、第一審の判事は命令の変更を求められ

ないでしょう。それでも少年裁判所に申立を行うかもしれません。子らに関して少年裁判所が下す命令は、家庭裁判所判事又は控訴院による民事命令に取って代わります。

...

24. (略) 緊急上訴が認められない場合、それは第一審裁判長が緊急上訴要請に価値を認めなかったことを根拠とするでしょう。

...

28. 1999年11月12日又はその頃に、R.S.はフランスの*の検察官、Mr. Modat のオフィスを訪れました。同日又はその頃に、検察官は彼女の子に関して臨時の監護権を認めました（誘発された危険のみに基づく）。この種の命令は8日間しか続きません。

26 (ママ) フランス民法典第375-5条は述べています：

「暫定措置として、及び上訴に従って、判事は、訴訟中に、未成年者をシェルター又はオリエンテーションセンターに収容するよう命じること、又は第375-3及び375条にあるような措置の一つを命じることができる。

緊急の場合、検察官は同じ権限を有し、8日以内に管轄権を有する判事に求める義務を有し、この判事は命じられた措置を維持、修正又は停止する唯一の権限を有すると述べられている」

27. この場合、第375-3条に従って、検察官は、上述の条項の第1部に従って母親との同居を暫定的に命じました（1987年7月22日付け、法律 no.87-570）：

「子を常居所から連れ出すことが必要と証明される場合、判事は 1)の彼の居所を親権を有しない又は同居命令の受益者でない親に定めると決定することができる（略）」

...

37. 前述のように、1999年11月24日付けの検察官の要請を受けて、少年裁判所判事が指名され（Mrs. Estevenet、少年裁判所判事）、1999年11月24日に教育的援助命令が出されました。その時、母親への暫定的監護命令は少年裁判所判事によって更新されず、8日間しか続かないので、停止しました。

38. この援助は2000年1月6日に終了しました。R.S.及び彼女の代理人は審理について適切に伝えられたにもかかわらず、母親は2000年1月6日に設定された審理に来なかったので、少年審判も教育的援助を停止しました。少年審判は、子らが危険にさらされる理由を十分検証し、いかなる根拠も見出しませんでした。

39. 被告が子らとともにフランスへ戻れば、彼女は少年審判への訴訟手続を（再開）でき、子らを暫定的に彼女に預けるように求めることができました。決定は判事次第です（略）。

41. （本節は、教育的援助を終了するという 2000 年 1 月 21 日の少年審判の判決は 1999 年 11 月 25 日付けの手紙によって R.S.に告げられたと誤って述べている。）

...

46. Mr. Cornec (R.S.に助言するフランス人代理人) は手紙の中で、R.S.は強姦を理由に私訴原告人として P.Q.を訴えるだろうと述べています。彼女が実際に訴え、「供託金」（原告が真剣であると（保証する）ための頭金）を支払えば、刑事調査判事は P.Q.が子らに会うことを禁じる、又は監督下に限って彼らに会うことを命じる権限を持ちます。そのような命令は緊急事態として下すことができます。

47. フランスの法律は、1945 年の法律及びその後の修正に従って、少年裁判所判事に保護措置のたくさんの選択肢を与えています。子が危険にさらされるかもしれないと信じる親は、少年審判の指名を要求することができます。少年審判は子の教育を調査するソーシャルワーカーを任命するか、子を第三者又は学校に預けるか、あるいは当該子の保護に必要な別の措置を講ずるか決めることができます。2000 年 1 月 6 日に下された本件を打ち切る命令は本件を終了させておらず、子らの保護に新たな手続が必要なので、どちらかの親が少年審判に教育的援助を求めることが可能です。

48. 子の返還を求める外国の裁判所による命令は監護又は接触に関する命令ではないので、両親とも自由に常居所の場所について以前の命令の修正を家庭裁判所判事に求めることができます。

（49 から 52 節で Maitre Chauveau は、R.S.はフランスに戻る際に子らを不法に連れ去った結果として投獄される可能性は低いという見解を表明している。）

53. P.Q.が民事控訴院で子らの到着から以前の同居命令の執行までに 1 週間待つことを容認する場合、これは母親 R.S.に少年審判又は刑事訴訟手続における保護措置を求めるために十分な時間を与えることになります」

[48] Maitre Mercier、2000 年 3 月 8 日付け（翻訳）：

Maitre Mercier は、警察、州検察官、児童審判、家庭裁判所、及び控訴院をはじめとする、フランス法制度の運用は、事実の十分な審査を待つ間に G 及び

B に保護を与えることはできないかもしれないという個人的見解を表明している。結びの節は述べている：

「したがって、父親のせいで 2 人の子らが苦情を述べた虐待行為の観点から、彼らがフランスの司法判断によって保護されるという短期的保証は存在しません。

中間命令に対する上訴に関するベルサイユ控訴院の判決は、離婚及びその結果としての子らのための措置に関して裁定するポントアーズ高等裁判所の判決に確かに影響を与える可能性があります。

ただし、原則として、判事は独立し、ポントアーズ高等裁判所は公判前の問題を担当する判事からの命令に関するベルサイユ控訴院の判決と大幅に異なる判決を下すことが可能で、それは離婚訴訟手続の過程の中間決定です。

私は、同様の訴訟手続が存在し、それらは予審判事、家庭判事、及び児童審判の相反する非協調的役割に巻き込まれている子の効果的な保護なしに、長期にわたってこの過程をたどってきたと、個人的に誓って証言することができます」

[49] Maitre Chauveau、2000 年 3 月 9 日付け（翻訳、Maitre Mercier の 2000 年 3 月 8 日付け宣誓供述書に関する論評）：

「(略) (ii) 検察官は予審判事を任命する決定を下していなかったもので、これは少年裁判所判事が教育的援助命令を求めることを自動的に排除してはいませんでした。少年裁判所判事と刑事裁判所判事は異なる目的を持っています。前者は子を守る義務を有し、後者は刑法違反を訴追する義務を有するのです。したがって (Maitre Mercier によって) 書かれていることとは反対に、少年裁判所判事に教育的援助の根拠があれば、刑事訴追がなくとも、彼/彼女はそうしたでしょう。この分野における私の経験は Mrs. Mercier の主張に反しており、少年裁判所判事は毎日、訴追 (家庭内暴力など) なしに子の保護命令を出します。(iii) 彼女の手紙の 6&7 段落 (1 ページ) : Mrs. Mercier は「無罪の推定」に言及しています：

これは児童審判又は家庭裁判所判事が、予審判事の調査を待つ間に居所の変更、監督下の接触、又は接触禁止などの命令を出すことを排除するものではありません (略)。

(v) (略) 児童審判による命令は家庭裁判所判事による命令に優先しま

す。

(x)2 ページ 8 段落：「少年裁判所判事が介入する理由があると見なす理由はない」とあります：

逆に、R.S.が子らが危険であるという証拠を提供する場合、児童審判が理由と見なすことに私は反対しません。これは児童審判がそうするための証拠を提示する彼女の代理人の能力のみにかかっています。

法律により、新たな証拠が提出されれば、児童審判の手続は同じ事実についてであっても、いつでも復活させることができます。本件の場合、判事によって面談できる R.S.の存在は、彼女が現れなかった場合に以前の手続に違いをもたらすでしょう。

(xi)2 ページの最終段落：控訴院とポントアーズ裁判所の命令の矛盾：

控訴院は離婚の上訴ではなく、主に子に関する予備判決のみを承知しています。状況が変われば、子らに関して、これは、ポントアーズ裁判所の判決は異なるかもしれないし、そうでないかもしれません。* 裁判所か控訴院のいずれかによる命令がどんなものになるか推定しようとすることは、私が持っていない本案の知識なしには極めて危険です（略）」

[50] フランス人代理人たちの宣誓供述書に含まれる情報に加えて、代理人は以下のように合意した：

フランスの民事及びフランスの刑事訴訟手続における証明の基準：どちらの宣誓供述書も特に本件を扱っていないが、フランスの刑事訴訟手続はフランスの民事訴訟手続より証明の基準が高く、スコットランドの法律における、刑事訴訟手続の合理的疑いの余地のない証明と、民事訴訟手続の可能性のバランスに関する証明の違いに類似すると、両者は合意した。

フランスの刑事訴訟手続における再勾留期間：フランスでは、「110 日ルール」は存在せず、それゆえに犯罪についてまだ裁判を受けていない者が保釈を却下されて再勾留中に投獄される場合、その者は長期間、ひょっとすると数年にわたって投獄されたままになりかねないと、両者は合意した。それを念頭に置けば、必要な場合に刑事裁判による十分な審査を待つ間、G の暴露に基づいて P.Q.を再勾留中に投獄することはかなり極端な措置だろう。

少年裁判所及び家庭裁判所：少年裁判所の命令は、離婚訴訟手続の過程で家庭裁判所によって出されたいかなる命令にも優先したと、両者は合意した。

児童精神科医及び児童心理学者の共同意見

[51] グラスゴー、ヨークヒルのロイヤル・ホスピタル・フォー・シック・チルドレンに勤務する、児童精神科医の **Dr. Joanne Barton** 及び児童心理学者の **Ms. Christine Puckering** によって作成された 2000 年 2 月 29 日付けの共同診断書が、**R.S.**の代理人によって言及された。診断書は特に述べた：

「（略）本診断書作成にあたって、私たちはグラスゴー、ヨークヒルのロイヤル・ホスピタル・フォー・シック・チルドレンの児童家族精神科で 2 度にわたって **R.S.**、**B** 及び **G** と面談した（2000 年 1 月 27 日及び 2000 年 2 月 9 日）。加えて、私たちは多数の翻訳文書（列挙）を利用することができた（略）。

1. **R.S.**と子らの関与の歴史

（略）私たちは子らの精神状態の鑑定に同意した。その後私たちはこの目的で **R.S.**、**B** 及び **G** と二度の鑑定面談を行った。以下は子らの心理的適応に関する私たちの鑑定結果の要約である。子らの年齢を考慮して、私たちの鑑定では **R.S.**が主な情報源だった（略）。

2. 提出された虐待の証拠

提出された証拠は **G** の暴露についての **R.S.**の報告書の形を取っていた。私たちは 1999 年 11 月 8 日に地域未成年団による **G** の面談の筆記録も見た。加えて、*警察署で 1999 年 11 月 7 日に **R.S.**の事情聴取の筆記録を見た。1999 年 11 月 8 日に医学司法ユニットが行った身体検査の報告書も見た。

3. 暴露面談

私たちは **G** 又は **B** と暴露のための面談は行わなかった。**G** はすでに適切な暴露面談を行ったというのが私たちの意見だった。少年事件委員会及び社会福祉部門への通報者が子らに関わり、面談を行ったことも知った。私たちはさらなる暴露面談が **G** を苦しめるかもしれないと案じた。また、虐待の疑いについて **G** と繰り返し面談することによって、彼女がどうにかして出来事の説明に熟達し、これが彼女の証拠の信用を傷つけると受け取られることを案じた。

1. 虐待の可能性の証拠

私たちの意見では、子からの報告についての R.S.の話に関して提示された証拠及びフランスの警察による G の事情聴取の筆記録から、G が父親による不適切な性行動にさらされたという証拠がある。提示された情報は主として G に関するものなので、B がなんらかの虐待を受けたという証拠の説得力は劣る（略）。

1. G と B を引き離す影響

G と B は一緒にいることに慣れており、彼らが引き離されれば、彼らの心理的及び情緒的安寧に悪影響があるというのが私たちの意見である。R.S.は、過去に引き離された時、彼らは苦しんだと報告した。彼らの保育の取り決めの変更が異なる子守に預けられる結果を招いた時、どちらの子も苦しんだとも彼女は報告した。兄弟／姉妹の存在は不確実な時期には継続性の源であり、彼らを今引き離してはならない。

要約

G は父親による不適切な性行動にさらされたと一貫して報告してきた。彼女はペニスの勃起に関する詳細をはじめとして、彼女の年齢の子にしては不適切なレベルの性的知識を示している。彼女は彼女の発達段階に合致する言葉づかいで、父親がベッドで「おしっこをする」などの経験を報告している。提示された証拠は、性的虐待及びおそらく物理的攻撃に合致する、まとまりのある状況を示唆する（略）」

2000年3月1日付けの顧問小児科医による診断書

[52] R.S.の代理人は、顧問小児科医の Dr Jean Herbison による 2000年3月1日付けの診断書に言及した。その診断書は特に述べた。

「（略）私は主に、列挙されたさまざまな証言及びさまざまな診断書を検討し、子／子らが以前に虐待された可能性があるかどうかに関して意見を提示するように求められた（略）。（1999年11月8日の Dr Vie le Sage による医学検査の報告書の検討に関して：医師の結論における最も重要な事実は、「行動に関して、子が述べていることの信憑

性に疑いを招くような要素は存在しない」ということと思われる。

医師の結論の中でさらに彼は、肛門検査が「不規則な」肛門を示したと記述している。これは通常範囲におさまるが、それでも医師が述べているように、子の証言に合致するが、肛門への挿入を追加的に支持するとは限らない。

肛門への挿入は通常、及び実際にはほとんど全ての場合、物理的痕跡を残さないことは十分に説明されている。

肛門挿入による虐待の診断結果を支持すると見なされるような相当程度の著しい不規則又は皮膚の癍痕化が見つかることは希である。処女膜の診断結果に関しては、今やさまざまな国際的調査が、指を挿入された子のおよそ 62% は正常な処女膜を示すことを確認してきた。

David Muram の調査は (略) 十分に拡大し照明下で検査された、ペニスを挿入された子の 29% は正常な処女膜を有していたと述べた。

(子による独立した履歴があり、拘留中の容疑者による確証的な独立した履歴があったと思われる場合があった。)

要約

この子による極めて明確で、具体的な、年齢相応の証言が一つ以上の独立したソースになされ、検査した医師によって「実情に関連し、現実との接点を失っていない」ことが確認された。子の明白な性的知識の水準は、適切に子らしく描写されている。

研究論文には、そのような具体的で明確な履歴は真剣に考慮されなければならない、性的虐待があったかどうかに関して専門家及び法曹関係者による意思決定プロセスを変えうるということが十分に記録されている (略)。これは、子らによって証言された明白で具体的な履歴に頼って、そのような場合の可能性のバランスの特異な変化に関する情報を提供する。

児童性的虐待の身体所見に関する英国内科医師会ガイドラインも、「性的虐待が起こった事例の半数以上に身体所見は見られない」と述べている (略)。

結論

私はこの子が専門家に提供した履歴は極めて心配な性質のものとなす。

生殖器所見の正常性は中立的な医学的証拠であり、それ自体はなんらかの形で子が提供した履歴を否定するものではなく、実際、そのような履歴と合致しうる。

この子が性的虐待を受けた可能性についての全体的判断は、私が思うには、これまで適切なやり方で十分考慮されたことはなく、訴追するための合理的疑いの余地のない十分な証拠があるかどうかのみが注目されてきたと思われる。

例えば、スコットランドでは、児童保護手続は通常、訴追の可能性に関してではなく、子の保護が必要な可能性に関して、調査が開始されるので、これはかなり珍しい。この場合、フランスではこれが起こったとは思われない。

児童性的虐待のほとんどの事例で、子を保護する可能性に関する決定は、合理的疑いの余地のない犯罪捜査の判定基準に関してではなく、可能性のバランスに基づいてなされなければならない。

これまでの情報に基づけば、この子は相当な危険にさらされかねなかったと思われ、子の保護問題のあらゆる細部を適切な裁判の場で再評価及び検討しなければならない」

ハーグ条約及び重大な危険の抗弁（第 13 条 b）

[53] 英国及びフランスは国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約締約国である。同条約は 1985 年子の奪取及び監護法 1(2)項及び付則 1 によって英国の法律に組み込まれた。

[54] R.S.の代理人は、同条約第 3 条に鑑みて、G 及び B がフランスから不法に連れ去られたことを認めた。そのような状況では第 12 条が適用される。第 12 条は以下のように定めている：

「子が第三条の規定の意味において不法に連れ去られ、又は留置されている場合において、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していないときは、当該司法当局又は行政当局は、直ちに、当該子の返還を命ずる。」

[55] 1999 年 9 月 9 日付けの*のフランス家庭裁判所の判決について、R.S.の代理人は、第 12 条に鑑みて、G 及び B は明らかにフランスへ返還されるべきだ

と認めた。ただし代理人は第 13 条 b を持ち出した。同条は以下のように定めている：

「前条の規定にかかわらず、要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人、施設又は他の機関が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない。（略）。b 返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。」

[56] 民事控訴院にとっての争点は、主張が正確かどうかの調査ではなく、第一に第 13 条 b に鑑みて重大な危険の抗弁が立証されたかどうか（責任は R.S. にある）、第二に重大な危険があると裁判所が納得した場合、裁判所は子らのフランスへの返還を命ずることを拒否することによって裁量権を行使すべきかどうかであった。

[57] R.S.の代理人は *Friedrich v. Friedrich*, 78 F.3d 1060 (1996) に言及した。これは米国控訴院の判決で、*Starr v. Starr*, 1999 S.L.T. 335 及び *D.I. petitioner*, 21 May 1999 (Lord Abernethy、未載録) などのスコットランドの判例で同意して引用されてきた。*In re H and Others (Minors) (Abduction: Acquiescence)* [1998] A.C. 72 at p.87 における Lord Browne-Wilkinson の意見を念頭に、*Friedrich* は相当な説得力を持つ（「さまざまな言語で表現され、幅広いさまざまな法制度への適用を意図した国際条約を、管轄ごとにばらばらに解釈することはできない。同条約は全ての締約国の法律に基づき、同じ意味及び効果を持たなければならない」）。*Friedrich* の 1068 ページで、裁判所は述べている：

「（略）奪取された国の裁判所は私たちと同じく子を守る用意があり可能であることを認める。国へ、又はその国の親の監護への返還が危険な場合、その国の裁判所がそれに応じて対応することを予想できる。*Nunez-Escudero v. Tice-Mneley*, 58 F.3d 374, 377 (8th Cir. 1995)（メキシコの親が虐待的な場合、監護決定のためにメキシコへ返還される子を監護手続が未定の間、施設に収容することができる）参照。*Mrs. Friedrich* が主張するように、ドイツが本当に幼い *Thomas* にとって成長によくない場所ならば、ドイツの裁判所がそれを認めて彼女にアメリカでの監護権を与えることを予想できる。奪取された国の裁判制度を信頼すれば、害の主張の大多数——同条約によって求められる水準の重大さに達しないもの——はなくなる。

利用できる国際的判例は、重大な危険の例外に関する私たちの限定的判断を裏付ける（当局の審査が続く）（略）。

同条約に関する審議の審査は、「耐えがたい状態」は金が不足する、又は教育又はその他の機会が依頼した国よりも限られている家庭への返還を含むことを意図していなかったことを明らかにする。「耐えがたい状態」の例は、監護権を有する親が子を性的虐待する状態である。他方の親が子を連れ去り又は留置してさらなる虐待から守り、虐待する親が同条約に基づいて子の返還を申し立てる場合、裁判所は申立を却下することができる。そのような決定は、「耐えがたい状態」へ返還され、精神的害の重大な危険にさらされることから子を守ることになる（略）。

（略）現在の上訴を解決する必要はないが、同条約の目的での害の重大な危険は二つの状況のみに存在しうると私たちは信じる。第一に、監護権の争いの解決前に子の返還が子を差し迫った危険にさらす時、害の重大な危険がある。例えば、戦争、飢饉、又は病気のある地域へ子を返還する場合である。第二に、深刻な虐待又はネグレクト、又は並外れた感情的依存の場合、常居所を有する国の裁判所が、なんらかの理由で、子を十分保護することができない、またはその意思がない時、害の重大な危険がある。下記の手続で紹介された類いの精神的証拠は、それがこれら二つの状況の一つの存在の証明に役立つ場合のみ関連を持つ（略）」

[58] 代理人は *C v C (Abduction: Rights of Custody)* [1989] 1 W.L.R. 654; [1989] 2 All E.R. 465 にも言及し、その中で Lord Donaldson は述べた：

「（あらゆる精神的害を）最小限にする又はなくすことは、子が返還される国の裁判所の関心事であり、反対する説得力のある証拠又はその件の状況ではそれらの裁判所の権限を越えるという証拠がなければ、この国の裁判所は、これが行われるものと仮定すべきである。例外的事例を除けば、私たちの関心、すなわちこれらの裁判所の関心は、他方の国の裁判所が（略）子に関して通常の役割を取り戻すまで、子にできる限りの保護を与えることに限られるべきである」

[59] 代理人は *Re A (a minor) abduction* [1988] 1 F.L.R. 365 at p.372; *MacMillan v MacMillan*, 1989 S.L.T. 350; 及び *Urness v Minto*, 1994 S.C. 249 をはじめとする、さらなる先例に言及した。

[60] R.S.の代理人は、審査は厳密だったと認めたが、本件では **Friedrich** 分析の二番目の部門が立証されたと主張した。回答、宣誓供述書、及び警察の事情聴取の筆記録、**Dr. Vie le Sage** による診断書、**Maitre Mercier** の専門的なフランスの代理人意見書、児童精神科医の **Dr Barton** 及び児童心理学者の **Ms. Puckering** の意見、顧問小児科医の **Dr Herbison** の意見をはじめとする提出物に言及し、代理人は、**G** の深刻な身体的及び性的虐待の明白な事例は立証されたと主張した。本件はフランスの裁判所に委ねられたが、家庭裁判所(*)、検察官、及び少年裁判所(*)の関与にもかかわらず、1999年11月20日に8日間の命令が終了すると、主張の調査中に**G**になんらかの保護を与える命令は出されなかった。**G**の事例は「網の目から抜け落ちた」ようだ。1999年11月21日より、虐待の容疑がかけられた者は（本当か偽りかにかかわらず）、1999年9月9日のポントアーズ家庭裁判所の判決に鑑みて、**G**を再び要求し、彼女を保護することができた。そのような状況で、常居所を有する裁判所は子に十分な保護を与える意思又は能力を証明しなかった。**P.Q.**によるなんらかの保証があっても（時間に限りがある）、**G**のフランスへの返還は、彼女を身体的若しくは精神的害にさらし、耐えがたい状態に置くような重大な危険を招くだろう。**B**に関しては、彼が身体的に虐待されていた証拠があったが、いずれにしても、専門家の意見として二人の子を引き離してはならないことは診断書から明らかだったと、代理人は申し立てた。**Urness v Minto, 1994 S.C. 249** 参照。子らがフランスに返還され、**R.S.**が同行する場合のさらなる問題点は、**R.S.**が子らを不法に連れ去ったとして投獄される可能性である。

[61] **P.Q.**の代理人は、どちらの子も直ちにフランスへ返還されるべきだと激しく主張した。子らの居所、接触、親権、及び保護に関して、フランスの裁判所によってさらに決定が下されるだろう。民事控訴院は、申し立てられた主張が真実かどうか確かめようとすることはない。裁判所に正式に申し立てられた唯一の争点は、**R.S.**が同条約第13条bに関連して抗弁を立証したかどうかであり、彼女はそうしなかった。相当数の先例に言及がなされ、その中で裁判所は、同条約締約国は互いの法制度を信頼し、保護を要する子が「奪取された」国の法制度から適切な保護を受けると信じなければならないことを強調した（**Friedrich**の専門用語を使用）。**In re H (Abduction) [1998] A.C. 72 at p.87; N v N (Abduction: Article 13 defence) [1995] 1 F.L.R. 107, at p.112; Starr v Starr 1999 S.L.T. 335; D.I., May 21, 1999 (Lord Abernethy); Friedrich v Friedrich, cit. sup.; Re E [1999] 2 F.L.R. 642; Cooper v Casey [1995] F.L.C. 92-575; Re F [1991] 1 F.L.R. 548; Robertson v Robertson, 1998 S.L.T. 468; MacMillan v MacMillan,**

1989 S.L.T. 350; 及び *Re L* [1999] 1 F.L.R. 433 に特に言及。他の立場を採用することは、同条約の目的を害することになるだろう。本件とまさにぴったりの先例が引用されることはなかった、すなわち彼又は彼女の父親による性的虐待容疑に関わる先例はなかった。その場合に母親は、初めから、奪取された国の当局及び裁判所の注意を申立に向けさせた。例えば、*Starr v Starr*, *cit. sup.* で、奪取親は性的虐待の可能性についての懸念を奪取された国の当局又は裁判所に委ねようとしなかった。それでも引用された事例は子らのフランスへの即時返還を求める P.Q.の権利を保証した。その場合フランスの裁判所は、適切な保護及び争いの解決をもたらす。R.S.が投獄される危険はほとんどなかった。たとえ危険があっても、フランスの裁判所は彼女に対処する際に子らの利益を考慮するだろう：*Re L (Abduction: Pending Criminal Proceedings)* [1999] 1 F.L.R. 433 参照。P.Q.の代理人は、例えば、子らのフランスへの返還から 7 日間（又は必要であれば、より長い期間）は 1999 年 9 月 9 日のポントアーズ家庭裁判所の判決執行を求めず、R.S.がフランスの裁判所で命令を申請することを可能にするために、必要と考えられるそのような保証を与えると申し出た。

[62] P.Q.の代理人は、書類上の申立に基づき、調査を要する疑問があるとは論じなかった。彼は、申立は架空又は捏造として無視できると示唆することはなかった。8 日間の命令の終了時に、いかなる保護命令も出ていないとも論じなかった。彼は、申立が受け入れられたことを示唆するポントアーズ少年裁判所からの 1999 年 11 月 25 日付けの手紙は保護命令を意味しないことを受け入れた。彼の主張は、十分に認められた先例に従えば、奪取された国の裁判所が適切に対応しないと信じる理由はないということだった。この裁判所によるフランス法制度の能力及び意思の評価の時期は、本件がスコットランド裁判所に申し立てられた時だった：*MacMillan v MacMillan*, 1989 S.L.T. 350 at p.335. R.S.は、1999 年 11 月 15 日付けの彼女の手紙、*Dr. Scalbert* の診断書、*Dr. Barton* 及び *Ms. Puckering* による診断書、及び *Dr. Herbinson* による診断書をはじめとする、彼女が現在持つ全ての情報をフランスの裁判所に提出することができるだろう。フランスの裁判所における R.S.の存在こそが、彼女が出廷しなかった 2000 年 1 月 6 日の少年裁判所審理とこの審理を大きく異なるものとする。2000 年 1 月 21 日付けの少年裁判所の判決は、本件を規範事項としなかった。R.S.は、P.Q.が彼の保証において同意した 7 日間又はそれ以上の期間に、子らを守るために必要なあらゆる緊急命令を申請することができる。第 13 条 b の抗弁を成功させるために、R.S.は、彼女が子らをフランスに返還するならば、及び審理権を有する裁判所に適切な情報及び主張を提示するならば、その裁判所はこの件で子らに保護を与えないと、民事控訴院を納得させなければならない。R.S.

は、こうなることを立証していない。最後に、いかなる観点からも、P.Q.の息子Bに関して第13条bの抗弁は立証されなかった。

重大な危険の抗弁が立証されたかどうか

[63] 代理人によって引用された先例において概略が述べられた原則を適用し、一方の親による他方の親に奪取された子の性的虐待の申立に直面するハーグ条約締約国の裁判所に関して、以下のような陳述を行うことができるだろう。

(1)警察の事情聴取及び Dr. Vie le Sage による診断書に含まれるような情報のみに基づき、裁判所は、さらに審査しなければ、G の申立が全体であれ部分的であれ真実である可能性を排除するのは困難だろう。フランスの刑事検察官が刑事上の有罪判決を確実とする十分な証拠はないと結論したという事実は、より低い証明基準で仕事をする民事裁判所が一部の主張が証明されたとの評決を下す、又は子らを虐待容疑者の監督なしの保護に任せるのは安全ではない（当面であれ、それ以外であれ）と単に結論する可能性を排除しない。それゆえに裁判所は申立のさらなる調査を必要とし、その間は、子が虐待容疑者と監督なしと一緒にいることを許される場合の子への危険の可能性を認めるしかない。

(2)さらなる調査及び審査を待ち、そのような危険を認識して（たとえ最終的に根拠なしと証明されても）、裁判所は、当面は子が虐待容疑者と監督なしと一緒にいることを防げるように、なんらかの暫定保護命令が出されたと納得する必要がある。暫定的保護はさまざまな形を取りうる：例えば、子を養護施設で、又は里親、又は他方の親権を有する親、又は祖父母によって世話をする；子を密接に監督する；（極端な選択肢として）虐待容疑者を再勾留しておく——再勾留の期間についてほとんど制限がないと思われるフランスではあまり実現可能な選択肢ではない。当面子への危険が排除されるようになんらかの保護がなされたと裁判所が納得すれば、裁判所以外の人又は機関によって暫定的保護を始める又は負わせることができる。適切な審査後に申立が立証された場合は、さらに永続的な保護が必要だろう。

(3)明らかに、あるハーグ条約締約国の裁判所は、別のハーグ条約締約国の裁判所が、暫定的であれ決定的であれ、十分な保護を与えること

が可能かつその意思があると仮定することができる。

(4)したがって、通常の過程では、他方のハーグ条約締約国の裁判所に十分な保護を与える能力も意思もないと仮定する理由はない。実際そう仮定することは「無遠慮かつ侮辱的」だろう：Murray の事例から引用する Cooper v Casey cit. sup.参照。

(5)それゆえに、あるハーグ条約締約国の裁判所は、親権を有する親による性的虐待を申し立てた子を、別のハーグ条約締約国（虐待容疑者の国）の裁判所に、後者の裁判所があらゆる段階で十分な保護を与えると仮定して、返還することができる。

(6)このように、あるハーグ条約締約国から別のハーグ条約締約国への子の返還時には、子への重大な危険はない。なぜなら他方の国の裁判所はいずれかの段階で十分な保護を与え損なう可能性があり、よって子を虐待容疑者と一緒に放置することを許すかもしれないと示唆することは思いもよらない、あるいは「無遠慮かつ侮辱的」だからである（Murray の事例から引用して、Cooper v Casey）。

[64] そのような分析に関して、重大な危険の抗弁は立証されず、虐待容疑者の国への子の返還申立は直ちに認められるはずである：Friedrich v Friedrich cit. sup.及び代理人によって引用されたその他の先例を参照。

[65] 本件において、陳述(1)、(2)及び(3)はたやすく適用できる。しかし陳述(4)を検証する時は、本件の履歴及び1998年7月から2000年1月までの一連の出来事を考慮に入れなければならない。事実は自ずと明らかであり、本件のかなり珍しい状況では、フランスの裁判所は、どんな理由であれ、G及びBに十分な保護を与える能力又は意思はないかもしれないと仮定する理由が実際にあると見なす（Friedrich cit. sup.参照）。私は以下のような理由でこの見解に達した：

(a)私の考えでは、警察の事情聴取及び Dr. Vie le Sage による診断書に含まれる情報は、G が真実を語っていた可能性に裁判所の注意を喚起するに十分すぎるほどだった。たとえ児童精神科医又は心理学者又は小児科医からの専門家による証拠がなくても、及びその後さらなる詳細が明らかにならなくても、当初の情報は、父親によって彼女に示

された容認できない性行動についての子なりの説明を成すと思われる。

(b)警察の事情聴取及び診断書に含まれる情報を警察、検察官、及び少年裁判所が利用できたという事実にもかかわらず、8日間の命令終了後に保護命令は出されなかった。少年裁判所からの1999年11月25日付けの手紙は、申立が受け入れられたこと、及びさらに連絡があることを述べたにすぎない。例えば、P.Q.が警官たちとともに出席し、*の家庭裁判所による命令に従って、Gを彼に引き渡すように要求した場合、そのような手紙は何の保護も与えなかっただろう。

(c)それゆえに1999年11月20日以降のいつでも、同居の権利を与える裁判所命令を得た虐待容疑者は、合法的にGの単独監護権を再取得できただろう。このようにP.Q.を虐待容疑者として名指しする性的虐待の申立を行った子は、その虐待容疑者の単独かつ監督なしの監護に合法的に再度引き渡されかねなかった。

(d)**Friedrich v Friedrich, cit. sup.**で強調されたように、ハーグ条約締約国裁判所の適切な手続又は救済方法を提供する能力又は意思の明らかな欠如の理由は関連性はない。説明は法制度自体の欠陥かもしれないし（フランスに存在する高度に発達した洗練された制度を考慮すれば、可能性は低い）、制度内で活動する者の個人的見解又は判断、又はその他の理由かもしれない。保護の欠如が裁判制度に起因するのか、又はその制度内の特定の公職者の行動又は決定、又はその他の出所に起因するのかR.S.が立証する必要があるとは考えない。**Friedrich v Friedrich**での評価基準適用にあたっては（「常居所を有する国の裁判所が、なんらかの理由で、子に十分な保護を与える能力又は意思がないかもしれない時」）、私の見解では、十分な保護を与える能力又は意思の明らかな欠如の理由を特定又は説明する必要はない。

[66] 陳述(5)に目を向け、事件の履歴及び1998年7月から2000年1月までの一連の出来事を念頭に置き、フランスの裁判所はGに十分な保護を与えると仮定して、スコットランドの民事控訴院がGをフランスに返還できるということを私が容認しないのは、フランスの裁判所が、警察の事情聴取及び**Dr. Vie le Sage**による診断書に含まれる情報にもかかわらず、8日間の命令終了時に明らかにそうしなかったことが理由である。**Maitre Chauveau**が2000年3月8日付けの宣誓供述書の39段落で慎重に説明したように：「(R.S.が)子らとフラン

スに戻れば、彼女は少年審判の訴訟手続を（再開させることが）可能となり、子らを当座の間自身の監護に置くよう求めることができる。判決は判事次第である（略）」したがって G の返還時になんらかの保護命令が出される保証はない。逆に、過去の出来事を指針とすれば、少なくともフランスの裁判所又は同等の当局がそのような命令を出さない可能性又は危険がある。

[67] 最後に陳述(6)に目を向け：本件の例外的状況において、R.S.は第 13 条 b に関連する重大な危険の抗弁を立証し、それには少なくともフランスの裁判所が警察の事情聴取及び Dr. Vie le Sage による診断書に含まれる情報に対して、たとえその情報が 1999 年 11 月 15 日付けの R.S.の手紙、2000 年 3 月 7 日付けの彼女の宣誓供述書、2000 年 2 月 29 日付けの Dr. Barton 及び Ms. Puckering による診断書、2000 年 3 月 1 日付けの Dr. Herbison による診断書、及び裁判所に提出される他の追加資料によって、さらに詳述され強化されても、以前にしたように反応する可能性又は危険があると、私は納得する。そのような可能性又は危険が存在する場合は、性的虐待の疑いを暴露した子が虐待容疑者の監督なしの保護に合法的に再び引き渡され、彼と 2 人きりになるかもしれないという付随的危険がある。そのような危険は、私の意見では、「子を一方の親から引き離して別の親に渡すことに関する、通常危険を上回る又は通常予想されるよりも大きなことであり（略）危険は重大である」(Nourse L.J. in Re A (A Minor) (Abduction) [1988] 1 F.L.R. 372)。私の意見では、その危険は「(G の)返還は子を身体的若しくは精神的害にさらず、又は別の方法で子を耐えがたい状態に置く重大な危険」を意味する。B に関しては、2000 年 3 月 7 日付けの宣誓供述書の 62 段落で R.S.が述べた、G によるさらなる暴露を念頭に置き、B に向けられた蹴りの疑いだけでなく、「B のおちんちんから彼のおしっこを飲みながら、G の喉をつかみ、B に「おまえは死ぬ」と言うという行動の疑いにも関連して、本裁判所がこの段階でこれらの申立は真実でないと仮定することは困難であり；1999 年 11 月から 12 月の間に G に対してフランスの法制度によって採用された方法を念頭に置くと、P.Q.によるなんらかの身体的及び／又は性的虐待を受けたかもしれない子、B が、虐待容疑者の監督なしの保護に合法的に再び引き渡され、彼と 2 人きりになるという関連する危険があるとも、私は結論した。そのような危険は、私の意見では、「(B の)返還が子を身体的若しくは精神的害にさらず、又は別の方法で子を耐えがたい状態に置く重大な危険」を意味する。

[68] 8 日間の命令終了後に起こるいかなる欠陥も完全に R.S に原因があったと P.Q.の代理人が申し立てたことを付け加えなければならない。R.S は少年裁

判所に申立を行うべきだったといわれた。私は同意しない。R.S は彼女にできる限りのことを行って、児童性的虐待の深刻な疑いに適切な当局の注目を向けさせた。彼女は裁判所命令に従い、当局に協力してきた。だが 1999 年 11 月 20 日以後、いかなる保護措置も講じられなかった。逆に、少年裁判所は、2000 年 1 月 6 日に、事情聴取をはじめとする警察資料、及び Dr. Vie le Sage による診断書を考慮し、P.Q. がハーグ条約の助けを借りて子らのフランスへの（及び最終的には彼の監護への）返還を積極的に求めていたことを知って、事件を決着させ、「子らの健康、安全又は道徳または教育条件の妥協がない限り（略）教育的援助手続を終了することが適切である」と述べた。

結論

[69] 裁判所が第 13 条 b に関連する抗弁が立証されたという見方をした場合、裁判所は子らの双方又はいずれかをフランスに返還することを命じるかどうかの裁量権を有することに、双方の代理人は同意した。

[70] その裁量権を行使する際に、私はとりわけ以下の要因を顧慮した：

1. これまで両親の子育て能力の公式評価に、R.S はよい親ではないと示唆するものはなく、子らの面倒を見ることができる。それゆえに、現在、P.Q. を虐待容疑者として名指しする、G（及びおそらく B）の性的虐待についての未解決、未調査の申立があるので、それまで、十分な調査及び審査を待つ間、子らを他方の親 R.S. に委ねることが安全かつ都合のよい解決策である。R.S. には両親及び姉妹の支援がある。
2. * の家庭裁判所での離婚訴訟手続は、私の意見では、フランスに子らが物理的に存在しなくても進められる。離婚の本案を探ることができる。子らに関連しては、子ら、彼らの健康及び幸福について裁判所に証拠を提示できる多くの成人の証人がいる。例えば、両親自身、彼らの家族、*（子守の 1 人）、Dr. Delattre、Dr. Meunier、Dr. Vie le Sage、警官の Marc Maserati 及び Nathalie Mas、Dr. Scalbert、Dr. Barton、Ms. Puckering、Dr. Herbison、その他大勢。加えて、G の警察の事情聴取のビデオがあると思われる。子らの年齢を念頭に置けば、子らと面談しようとするフランスの判事によって付け加えられることはないだろう。

3. 子らを引き離すことが得策でないことが、複数の提出物で言及されている：特に

(i)1999年9月9日のポントアーズ家庭裁判所の判決（「両親の別居を考慮すれば、子らがナニーに面倒を見られている時に引き離すのは望ましくない」という Mr. Dumez の勧告に鑑みて）：「（略）ナニーに面倒を見られている間は子らを引き離してはならないと命じるべきである（略）」

(ii)2000年2月29日付けの Dr. Barton 及び Ms. Puckering による診断書：

「8. G 及び B を引き離す影響： G と B は一緒にいることに慣れており、彼らが引き離されれば、彼らの心理的及び情緒的安寧に悪影響があるというのが私たちの意見である。R.S.は、過去に引き離された時、彼らは苦しんだと報告した。彼らの保育の取り決めの変更が異なる子守に預けられる結果を招いた時、どちらの子も悲しんだとも彼女は報告した。兄弟／姉妹の存在は不確実な時期には継続性の源であり、彼らを今引き離してはならない」

[71] あらゆる状況において、私の裁量権を行使して、1985年子の奪取及び監護法により英国法に組み込まれたハーグ条約第12条に鑑みて、GもBもフランスに返還してはならないと私は結論した。それゆえに、被告にG及びBを「1985年子の奪取及び監護法に鑑みて、48時間以内に、又は裁判所に妥当と思われるような他の期間に、フランス及びフランスの裁判所の管轄区に」返還するよう命じる限りにおいて、「及び令状執行官のための上述の子らを捜索し、占有して、申立人に引き渡すための令状、及び錠を下ろした家屋を開けるための礼状の交付がないので」申立の嘆願を却下する。両者がこの件に関して私に申し入れることを可能にするための費用の問題は保留する。